

令和7年度第3回魚沼市行政改革推進委員会会議 会議録

日 時	令和8年2月13日（金）18時30分～20時40分
場 所	市役所本庁舎3階 303会議室
出席者	委 員：熊谷美峰、関 丈祐、渡辺あや子、桜井富夫、渡邊 忠、青木智佳子、 佐藤咲恵 事務局：桑原総務政策部長、吉田総務政策部副部長、五十嵐企画政策課長、 浅井総務人事課長、水落財務課長、諸橋政策推進係長、富樫主任

（会議の要旨）

1 開 会 （18：30）

2 あいさつ

委員長

本日の会議は、第2回会議で諮問を受けた行政改革大綱の4つの推進計画について審議することとなる。事前に配布された資料のとおり多くの課題があるため、私たち市民の目線で気づいたことを計画に反映できればと考えている。

今回の豪雪に関連して、以前から課題となっていた空き家対策などは、非常に身近な問題として感じた方も多かったのではないかと思います。それぞれの世帯の課題でもあるため、行政がどこまで関与できるかは難しいところだが、報道での市長の言葉にもあったように「近所の支え合い」が今後ますます必要になると感じた。

次の総合計画の目標である「ひとり一人の笑顔がかがやき、幸せを感じられる魚沼市」に沿った計画となるよう、皆様の忌たんのないご意見をお願いしたい。

総務政策部長

先ほど委員長からもお話があったとおり、1月24日からの断続的な大雪により、市では2月2日に災害救助法の適用を受けた。2月9日、10日には自衛隊の派遣が決定し、高齢者世帯など除雪が困難な4箇所の家屋に対して除雪対応を行っていただいた。現在は天候も落ち着いているが、今後もこうした状況が続くことを想定し、対応を考えていく必要がある。

行政改革についても、これまではスリム化を中心に進めてきたが、それだけでは対応しきれない課題がある。定員管理や財政計画を含め、将来の魚沼市にとって何が必要か、忌たんのないご意見をいただければ幸いである。

4 協議事項

（1）魚沼市定員管理計画（案）について

資料1により説明（総務人事課長）

（委 員） 資料3ページの比較表では、民生や衛生の部門で職員数が類似団体より多いようだが、民生や衛生は具体的にどういった部署をいうのか。6ページの目標職員数を見ると、会計年度任用職員が正職員とほぼ同数で、正職員と会計年度任用職員を合わせると900人を超えるが、これは市役所の中にこれだけの人数がいるということ

か。

(事務局) 職員数には市役所庁舎内だけでなく、例えば、学校の給食調理員、スクールサポートスタッフ、その他では、エコプラントや有機センターなどの施設に従事する会計年度任用職員が含まれている。庁舎内で業務を行う会計年度任用職員はおおむね50人程度ではないかと思う。

民生部門には保育園も含んでおり、他市では保育園の民営化が進んでいるケースが多いが、本市は公立保育園が多いため、職員数は多くなっている。衛生部門には病院の派遣職員やエコプラントの職員などが含まれている。

(委員) 今日の委員会では、4つの計画案が示されているが、審議の後は、議会に提案するとか、例えば、定員管理計画であれば、職員定数に詳しい専門部門で更に審議が進められるのかどうか。

(事務局) これらの計画自体は議会の議決は不要であるが、内容は議会にも説明している。行政改革大綱やその推進計画は、内部の行政改革推進本部や本委員会で審議していただき、議会への説明を経て、市長の決裁にて決定となる予定である。

(委員) 生成AIの技術の活用により、様々な事務は効率化されると思う。だからといって、職員数を減らせばいいとかではなく、割けない業務に割り当てられるなどの生成AIによる効率化についてが、この計画には余り反映されていないように思うがどうか。

(事務局) 生成AIの活用により効率化される業務もあるが、対面での相談業務や調整業務など、AIでは代替できない業務も多くある。また、本市は、面積が広く移動に時間がかかるという地理的要因もあり、地区担当がある業務や施設管理などでは、単純に人数を減らすことが難しい面がある。

生成AIの具体的な記載はないが、5ページに記載の「DXの推進」に生成AIの活用が含まれているとご理解いただきたい。

(委員) 8ページの職員別計画表で技能労務職は、最終的に14人減員となっているが、減らすことのメリットは何か。

(事務局) 技能労務職は用務員や調理員などの事務職以外の職員を指すが、メリットというよりも、民間ができる場所は、民間に任せていき、民間委託や施設の統合を進めていくことで行政が直接雇用する職員数が減っていくことになる。

今後、学校の統合が進んでいくと、計画に示した職員数よりも減ることもあるかと思うが、まだ分からない部分もあるため、そういったことについては、適宜、見直していくようになると思う。

(委員) 4ページ中の(3) 暫定再任用職員制度は、この計画は10年間という計画の中でずっと暫定という意味で、使われていくのか、定年延長はイメージがつくが、暫定再任用職員制度について説明を頂きたい。

(事務局) 地方公務員については定年を2年に1回、1歳ずつ引き上げており、現在は、引き上げの途中である。60歳を過ぎて、定年が61歳になり、62歳になり、63歳になっていくが、定年を迎えた場合に、65歳までは暫定再任用職員として勤務することができるという制度ができている。

(事務局) その60歳を過ぎて定年を迎え、65歳まで勤めている職員を暫定再任用職員という。暫定というように、定年が65歳になれば、この暫定再任用職員はいなくなる。

(委員) 6ページ表中の「正職員等」に暫定再任用職員が入っているが、令和17年度のところには、暫定再任用職員はおらず、定年が65歳になった正職員のみ的人数ということによいか。また、65歳になった後に、再任用の制度はないか。

(事務局) おっしゃるとおりであり、65歳になった後の再任用については、現在、制度はない。

(2) 魚沼市財政計画(案)について

資料2により説明(財務課長)

(委員) 8ページの「市債残高及び公債費の推移」の項目があるが、市債と公債費の違いについて説明をお願いしたい。

(事務局) 市債は、市が発行する場合、地方債という言い方をするが、歳入で入ってくる借金のことを市債と言う。そして、歳出として借金を返済する分を公債費と言っている。

(委員) 承知した。もう1点確認であるが、13ページ中段から下の方に「ふるさと納税の拡大に向けた取り組み」という記載があるが、9ページ下のグラフ項目の「ふるさと結基金」は、ふるさと納税の利益部分が全部この基金に入るということか。

(事務局) 一旦、入ってきたお金を基金に積んでおくこととなる。そして、年度がずれるが、入ってきたお金を寄附者に返礼品を送ったりする費用が歳出にそれぞれ計上されるため、一旦入って、また出ていくものもあるという状況である。

コシヒカリを中心にふるさと納税は、どんどん増えており、大まかに言えば、半分程度は返礼品でお返しするが、それ以外については、寄附者が希望する分野に活用する。

(事務局) 補足すると、5ページの歳入決算額のグラフに「寄附金」の項目がある。この寄附金が、主にふるさと納税で入ってくるものである。一旦、一般会計の歳入に計上し、どれだけ寄附を頂いたかを把握することになる。そして、6ページの歳出推移のグラフに、「積立金」の項目がある。ここで、基金に積むために支出することになる。それから、基金に積んだお金を、次年度になり様々な事業に必要な経費に充てていくために、5ページの歳入決算グラフの「繰入金」の項目で、基金から一般会計に繰り入れる。積んでまた戻すというやり取りがあるので、予算規模がどうしても膨らんでしまうこととなる。

(委員) そうすると、同じお金が出たり入ったりで、何度か同じ金額が計上されるということか。

(事務局) 寄附金として受け入れる金額と、出す部分の金額は、充当する事業にもよるため、全く同じ金額を同じ年で計上されるものではない。寄附金の科目で受けて、それを使う段階になれば、一旦基金に入れてから出すので、そのときは、同じ歳入の中でも繰入金の科目になる。歳入会計の中で、違う言い方になって表れてくるため、わかりにくい部分ではある。

(委員) 昨年度では、30億程度の寄附金があったようだが、このうち返戻品等に係る費用を除くとどの程度残るのか。市の1番の自主財源になる可能性があると考えている。

- (事務局) ふるさと納税は、昨年度、過去最高の寄附額であったが、国では、寄附額に対して返礼品や事務手数料などの経費を5割以下に抑えなければならないルールがある。そのため、おおむね頂いた寄附額の半分が経費として消え、残りの半分が市の様々な事業への財源に活用できることとなる。
- (委員) 10ページから11ページにかけてであるが、財政力指数は、魚沼市は低いが、実質公債費比率や将来負担比率は良好とあるが、詳しく説明いただきたい。
- (事務局) 財政力指数は、自治体として、市税などの自主財源を稼ぎ出す力を表している。したがって、人口が多かったり、事業所が多かったり、また、宅地が多かったりすれば、当然上がることになる。本市は人口が少なく、大企業も多くはない。そのため、財政力指数では低くなるが、健全かどうかという面では、本市は、借金は多くあるが、償還する際に、国が7割を普通交付税で補填する合併特例債や過疎対策事業債などの有利な起債を活用しており、将来にわたった負担は低く抑えられていることから「健全」な状況にあるということでご理解いただきたい。
- (委員) 今の話からすると、10年、20年後の将来もそこまで悲観しなくてもよいということか。
- (事務局) 11ページに将来負担比率の推移があるが、表示している平成28年より前の合併したばかりのときは、100%を超えるような状況であった。それが現在、減っているのは、様々な行政改革の取組の成果や、ハード事業実施の際に合併特例債や過疎対策事業債といった普通交付税の補填が有利な起債を活用してきたことから、将来負担比率が低く抑えられているということである。合併特例債は、期間が終わったが、過疎対策事業債の活用が可能であれば、この比率自体が極端に跳ね上がることはないと推測している。今後、新ゴミ処理施設建設という大型事業が予定されているが、その後は、今のところ、大型事業が落ちつくため、繰り返しになるが、将来負担比率が極端に跳ね上がることはない想定している。
- (委員) 12ページある「推計方法」の1行目に「下記の推計方法に基づき積算しています。」と記載があるが、令和8年度からの今後10年間分のおおむねの推計が既にされているのか。また、最終的にはその推計がグラフ化などで記載されるのか。
- (事務局) 記載した基準に基づいて、10年間の推移の積み上げをしているところである。その結果、最終的に令和17年にはどの程度の予算規模になるかを、15ページ中の「令和17年度目標額」の欄に記載することとなる。国において地方にどれぐらい財源を回せるのか、国の地方における財政計画がどうなるかなど見通しが不透明な部分もあるが、基本的にはこうなっていくだろうというところで、推計を今しているところである。
- (事務局) 補足すると、今年度の予算規模がベースになると考えている。昨年度までは、合併特例債の終了に合わせて、新庁舎、生涯学習センターやにぎわい館など大型事業をかなり行ってきた。今後の10年間では、大型建設事業では、新ゴミ処理施設も終わっている段階にあり、そういったことからすると予算規模は、おおむね今年度予算規模ぐらいを目標にしている。

(委員) 様々な事業の実施や歳入の不透明な部分などがあるが、歳入、歳出それぞれでベースの年度に基づいて推計し、市としては、10年後は現在規模程度を目標としているという計画と捉えてよいか。

(事務局) おっしゃるとおりである。

(3) 魚沼市デジタル・トランスフォーメーション推進方針(案)について

資料3により説明(事務局)

(委員) 8ページの最後の説明で「オープンデータの推進と官民データの活用の推進」とあったが、教えてほしい。

(事務局) オープンデータは、例えば、人口などの統計情報など市が保有する様々なデータを誰もが共通で利用できるようにすることである。それを活用して、より効果的な政策立案に活用していくということである。

(委員) 6ページの「行政手続きのオンライン化」で、電子申請システムによる手続きを増やしていくとある。この電子申請システムは、実際に担うのは、職員の皆さんののか、それとも外部のシステムを持ってきて入れたりするのか。

また、外部のシステムであれば、国が開発して各自治体は、共通して利用しているのか。

(事務局) 民間事業者が提供するシステムを利用している。本市は新潟県と共同で入れているが各自治体で採用しているシステムは異なる。そのシステムを利用して、職員がそれぞれ必要な内容を組み立てている。例えばこの会議の日程調整アンケートもそうである。

(委員) 「公共施設予約システム」の進捗はどうか。

(事務局) 前回ご説明のとおり、今年度は、予約状況を確認できるところまでであり、オンライン予約までは、ご要望にお応えできる段階にないが、今後も引き続き進めていくので、ご理解いただきたい。

(事務局) 補足になるが、一部は4月から予約可能となるよう進めているところである。施設によって利用方法や予約管理に様々なやり方があり、統一する作業に時間がかかっている状況である。

(委員) 話に出た施設の予約システムやキャッシュレス、その他にオンライン申請について、何ができて何ができないかを、どこかで調べられるのか。それともこちらが確認して何か手続きを取るものなのか。

(事務局) キャッシュレスは、主には市税の納付で可能になっている。市税等の通知が行くときに、どこで、どの方法でという納付方法が記載されている。

(事務局) 固定資産税と軽自動車税は、納付書にQRコードがあって、国が提供する「地方お支払いサイト」の専用ツールにより、クレジットカードなど様々なキャッシュレス決済ができる。

(事務局) 市役所の窓口で住民票を取った際の手数料の支払いなどは、対応できていない。市税等については、口座振替していただいている方は通知だけになるが、納付書払いの場合は、バーコードをスマホで読んでもらうと、PayPay、d払い、J-Coin Pay、au PAY、楽天ペイで対応している。

(委員) キャッシュレスでの支払いの場合、手数料は取られるか。

- (事務局) 「地方お支払いサイト」からのクレジットカードでの支払いは手数料が発生する。
- (事務局) 市が対応しているスマートフォン決済では、手数料は発生しないがポイントも付かない。
- (事務局) 市のホームページにどの支払いがキャッシュレス対応可能か出ているので、参考にさせていただきたい。
- (委員) オンライン申請については、どういった申請ができるかホームページに出ているか。
- (事務局) 電子申請システムでできる手続きは、市のホームページに電子申請システムのバナーがあるので、そこから確認するとわかりやすい。
- 後は、市民の皆さんに必要な手続きで案内をするもの、例えば住民けん診の申し込みなどは、提出方法について、郵送で提出、電子申請システムで提出など、どういった提出方法があるか必ず記載しているので、確認していただきたい。
- (委員) 7ページのデジタル・デバインド対策で、高齢者向けのスマホ相談会開催とあるが、そもそも高齢者でスマホを持っていない方もいると思うが。市から支給するというのも踏まえているのか。それとも、あくまでもスマホを所有する人を対象にしてこのデジタル化による利便性を普及させていくということか。
- (事務局) 市から貸与や支給は行っていない。ご自身のスマホを使用してもらっている。公民館事業として、年4回ぐらい実施している。他には、集落支援員が集落に行ったときに集まって教えるというような形で実施している。
- 効果的なやり方については、民間事業者にも相談しながら検討している。
- (委員) 私の仕事でも、デジタル機器の使用などで、できる人とできない人の差がとても激しいと感じている。業務のやり方が変わり、紙は一切止めて、全部スマホやタブレットで読み取って、入力して行う。高齢の方の中にはできなくて、「代わりにやってくれ」というようになっている。一緒にやりましょうと言っても、全部やってあげるような状況になっている。オンライン化が更に進んでいくと、教える教室も大事だが、窓口では職員が代わりに対応していくことも必要ではないかと感じている。今までのやり方を残すのか、新しいやり方だけになるのか不明だが、そういった対応する職員も必要になるのではと思う。
- (事務局) 窓口の手続きで、デジタルのみというのはほとんどなく、紙との併用である。先ほどの定員管理計画につながるが、今まで紙だけで良かったものが、デジタルと紙の両方で処理を行うとなると、煩雑になり、なかなか、職員を減らせないというところにもなるが、オンラインで対応できない対象者については、丁寧に対応していく必要はずっとあると考えている。

(4) 魚沼市公共施設再編整備計画(第3期)(案)について
資料4により説明(事務局)

- (委員) 1点目は、9から10ページに、「市営住宅」と「市有住宅」の記載があるが、違いを教えてください。
- 2点目は、14ページの「エコプラント魚沼」の費用の中には、ゴミ収集に係る費用は含まれているのか。
- 3点目は、18ページの「響きの森文化会館」について、ネット・キャッシュ・フローの額が1億1千万とあるが、指定管理をしている施設について、こういった状況になるのか。
- 最後に、39ページの「わかあゆ社」と「ひろかみ工芸」は、計画期間中に「解体」の方針であるが、そのまま終了となるのか。
- (事務局) 1点目について、「市営住宅」は、公営住宅法に基づき低所得者向けに提供されるものである。それ以外の、市が独自に整備・貸出しを行っている住宅を「市有住宅」と呼んで区別している。
- (事務局) 2点目について、計上している費用は、維持管理に係る費用のため、施設管理をする人員の費用は計上しているが、ゴミ収集に係る費用は計上されていない。
- 3点目について、フルコストの中に、指定管理料や市が別途負担している大規模改修などを含み令和4年度から令和6年度の3箇年平均で算出している。そのため、ネット・キャッシュ・フローの金額が大きくなっている。
- (事務局) 最後の「わかあゆ社」と「ひろかみ工芸」については、この計画に記載のように、「解体」の方針としている。ご存じのように、建物がとても古く、元々、それぞれが障害者就労支援施設として建設したものではない。指定管理化されている施設であるが、法人側と施設の集約化についても調整を進めているところである。そのため、老朽化した施設については、用途を廃止し解体する方針となっているが、事業が終了ということではない。
- (委員) 8ページの①対応時期の軸に、「小庭名ふれあいセンター」ほか4施設です。」とあるが、表中の目標使用年数到来年度と合わないのではないかと。
- (事務局) ご指摘の点については、改めて確認することとする。
- (委員) また、高額の維持管理費がかかる施設を指定管理にすると維持管理費がかからなくなるというところを説明していただきたい。
- (事務局) 指定管理者制度の対象となる施設は、元々、行政が直営で運営しなくてもよい施設であると考えている。指定管理者制度自体が、民間のノウハウを活用し、コスト削減だけでなく、行政ではできない収益を上げたり、サービスの質を向上させたりすることを目的としているため、経費がかからないという認識である。
- (委員) 28ページの教員住宅に関して、老朽化した住宅は解体の方針で理解したが、利用者がいない教員住宅について、市民が入りたい場合に使えるとよいと思うがどうか。また、入広瀬の住宅は、学校がないところに利用者はいないのでないかと思うがどうか。
- (事務局) 公営住宅の入居には、所得など要件が定められているため、個々のケースについては、担当課に相談いただきたい。
- また、教員住宅については、今後、用途廃止をした後に、土地と建物を売却、建物のみ売却、他への転用などを担当課において必要性を検討していくことになること

思われる。

(事務局) 入広瀬の教員住宅の利用者数については、令和4年度から令和6年度までの平均で算出しているため、このような人数になっていると思われる。

(委員) 対応時期の軸と必要度の軸で検討するとあり、結論を確認すると「必要性を検討する必要があります。」というような記載がある。この計画は、5年間という計画であるが、それぞれ個別にしっかりと必要性を判断したものがなく、「検討する必要があります、でもできませんでした。」というようなことが続いていくのではないかと心配がある。この計画を基に別に必要度の軸、対応時期の軸から必要性を判断したものがあつたり、各担当課が計画していくのであればいいと思うが、その辺はどうなっているか。

(事務局) 本会議でお示ししている計画案では、第3章までであるが、施設別に検討している第4章があり、現在は調整中である。

この計画の趣旨は、町村合併をして類似施設が多くあり統廃合が必要というところである。検討の軸を基本として判断していくことになるが、地域の感情もあるので、そこは調整や説明をしながら、市の方針を理解してもらい、施設数を減らしていきたいと考えている。

(委員) 例えば、福山体育館は、利用者に対して費用が突出していると思われる。地域にとっては無いと困るかもしれないが、利用者数がない施設は、費用がかかっていることをご理解いただいて、減らしていかないと将来的には不安があると感じる。

5 その他

●行政改革大綱及び推進計画の今後のスケジュール

- ・DX推進方針、公共施設再編整備計画は、1/26から2/19の期間でパブリックコメント実施中
- ・行政改革大綱については、委員会からの答申、議会(総務委員会)での説明を経て、計画の決定を予定している。

●委員の委嘱期間の確認と次期委嘱について

委嘱期間が令和8年7月19日までとなっている。来年度は改選となるため、年度末から年度初めにかけて意向を確認するので、次期委員の委嘱について前向きにご検討いただきたい。

6 閉会 (20 : 40)